

令和2年6月定例会 常任委員会

農林水産委員会

委員長名	先崎温容
委員会開催日	令和2年7月2日(木)、3日(金)
所属委員	[副委員長]坂本竜太郎 [委員] 渡邊哲也 大橋沙織 大場秀樹 高野光二 今井久敏 杉山純一 宗方保



先崎温容委員長

農林水産委員会

- (1) 知事提出議案：可 決…4件
※知事提出議案はこちら
- (2) 議員提出議案：可 決…1件
※議員提出議案はこちら

(7月 2日 (木))

大橋沙織委員

学校給食への補助について聞く。

1点目は、5月29日付の福島民報新聞に、各市町村の教育委員会への希望調査について記載されていたが、その回答について聞く。

2点目は、今回の予算額は児童生徒全体の何人分に当たるのか。

3点目は、市町村の教育委員会が、学校給食に県産食材を使用する際の購入費補助を行うことについて詳細を聞く。

畜産課長

学校給食における牛肉や地鶏肉の供給については、教育委員会と市町村を通じて調査しており、現時点では75%の回答率である。

対象人数については、小学校や中学校、定時制高校の生徒や学校給食が提供されている幼稚園の児童14万人程度と、教職員が2万人程度で合計16万人程度を見込んでいる。

農産物流通課長

学校給食の支援については、新型コロナウイルス感染症に関係なく従来から行っている事業であり、例えば、学校給食のメニューの合計6品目のうち5品目に県産品が使われるなど、8割以上に使われているものに対し全ての食材購入費を対象に支援するものである。具体的には、5月1日時点の児童生徒数を上限として、一人当たり500円を乗じた額を市町村や教育委員会に補助する内容である。

令和元年度の実績では33市町村の207校に対し補助している。

水産課長

水産物については、価格が下落しているヒラメなどが対象として挙げられる。

対象地域は、浜通りの各市町村、さらに福島市、郡山市、会津若松市で調整をしており、10 t弱程度の水産物を供給するよう検討している。

高野光二委員

農2ページに、戦略的産地づくり総合支援事業の予算が示されており、花卉農家は5～80万円と振り幅が大きい、概要を聞く。

園芸課長

作物次期作支援交付金について、概要を説明する。

作物次期作支援交付金は新型コロナウイルス感染症により影響を受けた野菜や花、果樹など2～4月に出荷されたものについて、農家が次期作を前向きに取り組む場合、その取組に対して5～80万円の補助金を交付する事業である。

具体的には、施設の花は80万円、果樹は25万円、そのほかの野菜や果樹、花は5万円の単価が設定されている。

生産流通コストの削減、生産性向上等の取組など、国が示した項目の中で前向きな取組を行うことで国から交付される事業である。

第2回目の公募が6月30日から始まり、地域の農家の取組を国に要望する。

高野光二委員

農2ページに、500万円を花卉農家に支援するとあるが、その金額の裏づけと実際に金が農家の元へいく仕組みについて説明願う。

園芸課長

農2ページの「ふくしまの花」需要促進緊急対策事業は、国の第1次補正予算を活用した各公共施設等における花卉の活用拡大支援事業で、国からの定額補助がある。

使用する花の購入代金の2分の1を補助する仕組みであり、残りの2分の1については、県が500万円を補助する事業を構築する。

花について、県内の市町村が地元の農家の花を直接あるいは花屋を通して購入し、場所を調整し展示する方針である。

それ以外にも、技術代については国の定額補助事業を実施していく。

高野光二委員

地域産業6次化推進事業費について、輸出対応施設の整備等も検討しているとのことだが、具体的に説明願う。

農産物流通課長

輸出力強化対応施設整備等緊急支援事業は、国の第1次補正予算により創設され、全額国からの交付金を財源としたものである。補助率は4分の3、上限額が7,500万円であり、企業の整備などに対して行われる。

内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響で、海外の輸出先国でも外食需要が低下し、日本と同様に家庭食の需要が高まっている。そういったことをビジネスチャンスと捉え、県内の食品事業者に対する製造ライン等の導入などの支援を行うものである。

渡邊哲也委員

農業労働力確保緊急支援事業について、改めてスマート農業の新たな研修用機械の概要と研修用機械の指導者について聞く。

また、輸出力強化対応施設整備等緊急支援事業について、想定される施設の概要を聞く。

最後に学校給食の提供推進事業について、今回の予算の議決を経て、県として具体的にいつ頃から実施すると考えているのか。また、具体的に提供したいメニューはあるか。

農業担い手課長

研修用機械は、農業未経験者が就農に当たり管理作業を円滑にできるよう、地理情報と衛星測位情報により自動で直進、旋回するトラクターのほか、ドローンや除草機を予定している。

また、どのような作業をいつ行ったのかなどをパソコン等で確認できる機能があり、人的なマネジメント等も習得できるものである。

スマート農業関係を指導する職員については、まだ実際に指導できるスキルまで達していない部分もあるため、外部の講師やメーカーと協力して研修を進めていきたい。

農産物流通課長

2点目の輸出力強化対応施設整備等緊急支援事業であるが、一例では、海外でも家飲みが増えていることから、酒造メーカーが少量、他銘柄の酒を製造するために瓶詰めやラベル添付の製造ラインを導入する事業がある。

ほかには食品製造メーカーが海外輸出に当たり、賞味期限を延長する必要があるため、窒素の充填機を新たに導入する事業やインスタントラーメンの輸出を伸ばす事業計画が提出されている。そのため海外での市場の変化をビジネスチャンスと捉え、事業拡大を目指す事業者の支援を行うものである。

畜産課長

学校給食における牛肉と地鶏肉の供給については、学校給食の食材の調達システムが1か月前の発注であるため、8月に入ってからスタートになる。

メニューについては、和牛肉や地鶏肉のおいしさが伝わるものを選択してほしいと考えている。栄養士の考えもあると思うが、我々としては、すき焼きやサイコロステーキのような牛肉そのものを味わえるものを希望する。地域性はあるが、白河市や郡山市などもともと地鶏肉の産地ではない場所から地鶏肉を使用したいとの注文があることから、県内で広く地鶏肉を味わってほしい。

水産課長

水産物の給食提供に関しては、現在漁業者と打合せをしており、9月からの提供になる。

メニューは給食現場で研究しているため、担当者と考えながら打合せを進めている。

提供側としては、フィレにする、粉をつけるなどの下処理に対応できるよう検討している。

渡邊哲也委員

学校給食について要望がある。

知事や農林水産部長が子供たちと一緒に給食を食べることで話題にもなる。予算を押さえている事業でもあるので、子供たちの笑顔を見てこの事業をさらに続けていくよう願う。

今井久敏委員

農5ページで、肉用牛振興総合対策事業費の新型コロナウイルス感染症対策に係る補正として一頭当たり2万円を補助するとの説明があったが、後の説明文を見ると、経営体質強化に資する取組を行った場合、国が2～5万円を出し、国事業を活用する生産者に対し県が2万円を補助すると書いてある。

経営体質強化に資する取組とはどのような内容か。

畜産課長

農家が餌を分析し飼養管理の徹底を図る取組や肉質改善のため肉質分析や枝肉の脂肪酸組成を測定するなどの肉質診断の取組、さらに夏は暑さで生産性が下がるため、畜舎の暑熱対策など環境整備への取組など5つのメニューがある。

この中から2つ取り組んだ場合は2万円、3つ以上の場合4～5万円としており、県は取り組んだ者に2万円を補助している。

今井久敏委員

この事業で該当する農家の割合を聞く。また、どのぐらいカバーできるか。

畜産課長

今年度対象とする頭数は1万頭を想定している。これは昨年度に出荷された和牛の頭数とほぼ同等の数字であり、出荷されたものを対象にすることを考えている。

該当農家に関しては、県内では肥育農家が195戸ある。

先崎温容委員長

1万頭との数字は、和牛と交雑牛全て合わせた頭数でよいか。

畜産課長

今回の取組は、枝肉価格の下落が大きかった和牛を対象としている。

大橋沙織委員

県が2万円上乗せすることのだが、牛マルキンの制度が変わったことで、本県は1頭当たり10数万円減額になるところから比べると、2万円は決して十分ではないと思うが、他県も行っているか。

畜産課長

他県ではマルキンの補填をうたっている事業はないが、鳥取県では、マルキンで補償されない1割分を上乗せする事業を進めている。

大場秀樹委員

1点目は、農2ページの新型コロナウイルス感染症対策に係る補正の輸出力強化対応施設整備等緊急支援事業の1億1,500万円についてである。

部長から輸出先のニーズに対応するため食品事業者の施設整備等支援の経費を計上するとの説明があったが、輸出先のニーズに応えるためにどのようなところに支援をするのか。

2点目は、受け入れる業者や団体などに対してどのような負担があるのかを聞く。

農産物流通課長

1点目の輸出力強化対応施設整備等緊急支援事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により海外でも家庭食のニーズが増えていることを受けて、海外への輸出の維持、拡大を図る企業の設備投資などを支援するものである。

2点目の受け入れる企業側の負担分については、この事業の補助率は4分の3で上限が7,500万円であるため、それを超えるものについては企業側の負担になる。

大場秀樹委員

そのニーズはどこの国のどのような人たちであるか。

農産物流通課長

企業の事業計画によると、アメリカやEUの国々で高まっているとのことである。

高野光二委員

農3ページの県立農業短期大学の運営費について、農業労働者確保緊急支援事業として6,200万円とあるが、具体的にはどのような取組か。

農業担い手課長

農業短期大学校では、営農や就農に必要な技術を培ってもらようよう教育、研修を行っている。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、労働力不足が懸念される現場で活躍できる人材を育成する。

なお、先ほどの農林企画課長説明のとおり、担い手側が新たな労働力を確保する場合の交通費や追加費用等については同様に国が直接支援するメニューがある。

農業短期大学校の、農業者を対象として機械の技術習得を支援する研修部に、新たにスマート関連の機械を導入し、対象者にスキルを培ってもらうための研修で使う機械を整備する予算である。

高野光二委員

新しい農業に携わろうとするときに、資格や技術を指導するために新しく設けたと理解してよいか。

農業担い手課長

営農や就農希望者でも、機械を使う、または機械を使わずとも、農作業自体初めての方もいると思う。そこで、農業短期大学の研修部は機械や作業などの技術指導を行う部門があるため、スマート農業機械を導入することで新しい技術や機械の性能を学んでもらい、営農や就農を円滑に進めることを目的としている。

高野光二委員

農9ページに、地方財政法の規定による様々な事業名が記載されている。各自治体の負担が軽減される方向で配慮してきたと思っているが、各自治体によって負担の割合が違う理由を聞く。

農林総務課長

農9ページにある建設事業等に対する負担について、同じ県営かんがい排水事業と言っても様々なメニューがある。

例えば、ダムや用水路、排水路を造るなど、メニューによって負担費が変わってくる。

高野光二委員

自治体負担について、福島市では10.5%、いわき市や二本松市は4.2%とこれだけの差があることは、事業によって負担割合が違うとの意味である。この差はここから算出するなど、具体的なものがあれば理解しやすい。

農林水産部次長（農村整備担当）

市町村負担の考え方について、補足説明をする。

事業費は、県の補助、さらに地元負担で成り立っている。その中で、市町村の負担分については、従来は事業の内容によって公共性が高い場合は市町村が地元負担分を全額負担するケースもあった。現在は事業別に国から市町村負担のガイドラインが示されている。本事業についてはガイドライン上は10%であり、そこまでは地方財政措置がなされる。そのため、各市町村の財政状況に応じて、10%を超えた負担をする市町村や10%の負担ができない市町村もある。

このように、一定の計算によって負担率が決まっているわけではなく、国のガイドラインをベースに各市町村の考え方によって市町村の負担率が決められている。

先崎温容委員長

採決日までに関係する資料の提出を求める。

高野光二委員

市町村の考え方によって変わることは理解した。

農15ページの国立研究開発法人森林研究・整備機構営農用地総合整備事業の内容について聞く。

農地管理課長

既に完了しているが、郡山市の郡山地区で水田や道路などを整備した事業であり、農家負担分として令和6年度まで毎年約300万円を返還するものである。

大橋沙織委員

花卉農家の支援について聞く。

本県全体で見て被害が深刻な地域及び具体的な被害の内容を聞く。

園芸課長

新型コロナウイルス感染症が花卉農家にもたらした影響について、先ほど提示した資料1枚目の(2)に、この時期に影響があった代表的な花について記載した。

ユキヤナギについては須賀川市が産地だが、ランタンキュラスやカンパニユラについては県内に点在しているため特にとの地域ということはない。トルコギキョウや宿根カスミソウについては、県内で広く栽培されており、これから出荷されるため、販売状況を注視していきたい。

今井久敏委員

持続化給付金が対象にならない場合、経営継続補助金についての記載がある。農林事業者のうち、経済産業省の持続化給付金を申請できる系統出荷を行う農林事業者や農林組合法人などは対象外と書いてあるが、系統出荷を行うとは具体的にどのようなことか。

農業担い手課長

系統出荷とは一生産者が農協に出荷することを指す。経済産業省の持続化給付金では、系統出荷者は対象外である。

農林水産省の経営継続補助金は、対象外の者も含めて新型コロナウイルス感染症の対応策を上限150万円とする補助事業で、7月22日が第1次応募の締切りである。

持続化給付金は、前年度の同月と販売額を比較して50%以下であれば対象となる給付金、経営継続補助金は新型コロナウイルス感染症対策に前向きに取り組もうとする者への補助金で、いずれも国の事業である。

今井久敏委員

持続化給付金と経営継続補助金は、どのくらい需要があるか。

農業担い手課長

経営継続補助金については、個々の農家や法人が直接申請者となり、福島県農業会議や各JAが伴走支援の形で書類作成を支援する。6月29日に募集が開始され、具体的に申請に至ったかはまだ把握できていないが、福島県農業会議に確認したところ、数件ほど相談を受けていると聞いている。

先崎温容委員長

経営継続補助金について、各農林事務所はどのような立ち位置でJAと連携しているのか。

農業担い手課長

この事業の支援を行うことについて、個人情報もあるため契約を締結した団体が支援にあたるということになっている。県としては、広くこの事業を周知していく。一方で農協または農業会議においては補助事業の書類作成に不慣れな場合も想定されるため、農林事務所においては適宜アドバイスを行う考えである。

なお、既に県内3か所で説明会を開催した。

今井久敏委員

県で同様の事業がある場合には併用できないとの文章があるが、同様の事業はないと判断しているのか。

農林企画課長

併用できないものについての解釈を説明する。今回の経営継続補助金は様々な機械、施設に使える一方、新型コロナウイルス感染症対策を目的とした機械、施設整備や農業振興等のための事業があるので、1つの機械、施設について、ほかのものと経営継続補助金の両方は使えず、いずれかという意味で、使えないとの表現になっている。

農業担い手課長

説明の中で、持続化給付金の所管を経済産業省と述べたが、中小企業庁の誤りのため訂正する。

高野光二委員

花卉農家に対する国の補助金は、定額で50～80万円と、中身によって違うことは当然だと思う。

しかし、その判断をする材料は前向きな取組みとのことであるが、前向きに取り組む花卉農家とはどのように判断しているのか。

園芸課長

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた野菜や花卉農家が新型コロナウイルス感染症終息後に向けて生産体制を強化していき、新たな販路に対応した取組につなげていきたいとの思いを前向きな取組として表現している。

具体的には、前向きな取組として扱うとする事業一覧を国で準備している。

生産流通コストを削減するため機械化に取り組むなど、生産性及び品質向上に取り組むことで地域で推進する品目、品種を導入するなどの項目が幾つかあり、2つ以上に取り組むことで交付の条件を満たす仕組みで計画されている。

基本単価は、対象品目によって設定されており、例えば施設の花は80万円、施設の果樹は25万円と設定している。それ以外の普通の花や野菜は5万円である。

高野光二委員

本当に困っているところに行き届かない現状であるため、なるべく手続を簡素化し、申請の書類についても農業会議やJAなどを活用しながら、ぜひスピーディに進めるよう願う。

牛マルキンに関わることも含めて、説明資料では、牛肉のA5からA3ランクが4月は64%から67%、夏には74%から79%にとどまったと明記されている。このくらいの価格ではほとんどの生産農家は赤字であるため、その赤字を補填する様々な対処法がある。

しかし、本県はブロック別算定をされると、原発事故により風評の規定価格が基準になってしまうため、国にしっかり取り組んでほしい。

農林水産部長

マルキンの関係についてである。

一般質問でも答弁したように、4月の下旬に国から県別算定からブロック別算定に変更するとの通知があったため5月1日に要望した。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、農林水産省として全国的に牛肉価格が下がった中、県別算定では全くもらえない県が幾つか出るため不公平だとのことで、ブロック別算定になった。

ただブロック別算定だと本県としてはひどい状況だと認識があるため、今後はしっかり国に要望し、県別算定に戻してほしいと考えている。

県としては、オンラインストアで牛肉を購入した場合の割引やプレゼントキャンペーンの実施、学校給食でも48tの牛肉を提供する。

さらに持続化給付金や経営継続補助金の対象にもなるため、そのような方策で肥育牛の農家を支えていきたい。

高野光二委員

学校給食では牛肉をどのように提供するのか。

畜産課長

メニューに関しては、すき焼き、ビーフシチュー、ビーフカレーなどが選択されると考えている。

大橋沙織委員

ネット通販の手数料補助の進捗状況について聞く。

農産物流通課長

5月時点の見込みは75件だったが、その後説明会を開き、現在は61件の申請がある。引き続き募集を進めていく。

大橋沙織委員

締切りはいつか。

また、牛の販売価格の推移だが、原発事故前と事故後、現在はどうか。

農産物流通課長

募集期間は5月13日～6月16日を第1回目として実施した。

牛肉の価格について、震災前は全国平均と本県の差が96%ほどで、昨年度は90%であり震災前と比べ6%程度の差がある。

大橋沙織委員

資料を提出願う。

先崎温容委員長

震災前の平均価格と全国平均価格の比較、さらに直近での比較でよいか。

大橋沙織委員

新型コロナウイルス感染症が蔓延する前の震災後の部分も提出願う。

先崎温容委員長

採決日までに資料を提出願う。

大橋沙織委員

持続化給付金は事業収入が前年より50%以下にならないと使えないため、ハードルが高いと聞いている。

また、農家から持続化給付金が電子申請ということもネックになっていると聞いた。農家が高齢化していることもあり、インターネットの申請は難しいのではないかと。

これは先ほど出先の農林事務所で申請の支援するとの話があったが、農林水産部としても、農家に対する申請の支援についての周知は大事だと思うため、よろしく願う。

(7月 3日 (金))

大橋沙織委員

地産地消の関係を聞く。県産品を給食に使い地産地消や食育を推進していくとのことだが、新型コロナウイルス感染症の影響により地産地消の重要性が浮き彫りになったと感じる。飲食業界からは、地元の物を地元で使うことが必要だとの話を聞いたが、学校給食以外では今後どのように取組を進めていくのか。

農産物流通課長

学校給食以外では、がんばろうふくしま！応援店という事業がある。これは県内の直売所や飲食店などにがんばろうふくしま！応援店として登録してもらい、広報紙での情報提供や県産品プレゼントキャンペーンなどより消費拡大を進める事業である。現在、県内だけで1,886事業者が登録している。

ほかには、県内のスーパーマーケットなど量販店でのトップセールスやフェアの開催、もしくは店舗に県産品を置いてもらうことで、引き続き販路拡大と消費拡大に取り組んでいく。

今井久敏委員

収入保険は、新型コロナウイルス感染症の影響による補償を含め、その重要性が際立ってきているが、加入に関する農家の動向や進捗の状況はどうか。

農業経済課長

収入保険については、今般の新型コロナウイルス感染症による影響も補填するという新たな側面が見直されているが、令和4年までに全国的には10万社の、本県でも3,000経営体の加入を目標に取組を進めている。

県内ではこれまでに約1,500経営体が加入し、ほぼ50%の進捗であるが、新たな脅威に対応できる保険でもあるので、今後ともさらに積極的に加入の普及に取り組んでいきたい。

今井久敏委員

この保険は、コロナ禍の影響に対して最大限に活用し得るものと理解しているが、申請手続の具体的な流れや段取りはどのようになっているのか。

農業経済課長

保険金受け取りのスキームについてだが、青色申告者を対象としている保険であることから、例年であれば3月15日頃が確定申告の期限で、その後に農業共済に対し減収分相当の保険金額を請求する流れになっている。

なお、保険金の受け取りまでには相応の期間を要することから、事故発生が明確な場合、例えば今回のように感染症蔓延による売上額の減少等がはっきりと認められる場合の申告期限前でも無利子のつなぎ融資を実施する制度もある。

実際に県内ではその制度が活用されており、農業者の状況に即して弾力的に対応されている。

今井久敏委員

50%の進捗とのことだが、本当に大事な保険である。令和4年の100%を目指して頑張ってもらいたい。

なお、牛、子牛、豚、鶏卵などマルキンによる対象については、この保険とは区別されているのか。

農業経済課長

酪農では牛乳だけが対象になる。それ以外の品目については、マルキン等の別制度での補填となる。

渡邊哲也委員

野生イノシシの豚熱感染が茨城県と新潟県で確認されているが、本県での野生イノシシの監視状況や現在の取組について聞く。

畜産課長

野生イノシシの検査は昨年度実施し、今年度も実施予定である。

昨年度の検査実績だが、死亡イノシシは県内全域で、捕獲イノシシは県境の県南地方を中心的に行った。検査頭数は、死亡イノシシが7頭、捕獲イノシシが28頭で、35頭全ての陰性を確認している。

捕獲イノシシの検査では、猟友会員等や隣県に接する市町村の協力も得ながら実施したい。

渡邊哲也委員

養豚農家からは、一刻も早くワクチンの推奨地域に指定してほしいとの要望を強く受けている。本県としても農林水産省に強く求めた経過はあるが、今回茨城県での感染確認を受け、さらに強く同省に求めるべきと思うが、どうか。

畜産課長

6月27日に茨城県取手市において、野生イノシシの陽性が確認されたが、その折農林水産省から当課に、このような状況だがワクチン接種についてどう考えるかとの照会があった。本県としては、接種している県と未接種の県が混在するのは、流通上非常によくないことであり、全国一律で実施するべきと回答した。この考え方は、会議や協議の全ての機会において国へ要望している。

引き続き、推奨地域に指定されれば早期に実施できるよう体制を整えていく。

渡邊哲也委員

県としてはどのように見通しているか。国との交渉の感触はどうか。

畜産課長

取手市の感染確認場所と本県の一番近い養豚農場の距離が100kmを超えている。もし100km以内で感染したイノシシが確認されれば、国には強く要望していかなければならない。

高野光二委員

豚熱の感染を防止するため、本県ではイノシシが入らないよう電気柵を設置して防御する事業を展開しているが、指定を受けるとか、混在はよくないとの議論ではなく、国の考えを基本から変えなければならぬ。日本で豚熱が発生しなかったのは、ワクチンを継続的に接種してきたからである。

しかし、農林水産省では、ワクチンを打てば県外流通できないとの規制も加えているため、生産農家は接種したくともなるべくならやらない方向でいる。特に大規模養豚農家は、県内流通だけではさばけなくなる。

基本的には、ワクチンを打つという壁を破らなければならず、その点を指摘しているが、県として国にはどのような働きかけをしてきたのか。

畜産課長

豚熱のワクチンの接種については、国に対してしっかりと要望しており、様々な会議等でも県の考え方を継続的に伝えている。

指定される時期が来れば、しっかりと対応していく。

高野光二委員

農林水産省が権益を守り続けている限り、この問題は解決しない。

野生イノシシに限らず、実際に豚舎に侵入し感染源となるのはネズミだと言われている。ネズミの侵入は電熱線で囲っても防げず、つまり今の状況下では感染を防ぎ切れない。

また、アフリカ豚熱あるいは豚コレラに感染した他国の家畜の肉が、日本で流通している可能性があるとも言われている。ワクチンを打っていれば安全であり、国内で流通させられるよう法改正も含め、国にきっちり要望しておくべきと思う。

この点について再度説明願う。

農林水産部次長（生産流通担当）

国に対して要望すべきは要望していきたいと考えており、これまでも要望してきた。しかし、衛生管理のみでは感染防止が困難と判断された場合、接種推奨地域に指定された地域に限りワクチン接種が可能との現行制度下で、県としてはできることについてしっかり対応していきたい。

また、侵入防止柵の設置のみならず、使用者側においても人や車両の出入り、消毒、家畜の観察という日常的な注意が非常に大切であり、家畜伝染病予防法に規定されている飼養衛生基準を遵守することが極めて重要である。

県としては、そのような点も含め家畜防疫の総合的な観点からしっかりと対応していきたい。なお、国に対しては機会を捉えながら状況を伝えていく。

高野光二委員

一度豚熱や豚コレラが発生して全頭殺処分になれば、ほとんどの養豚農家が事業を再開できないと言われており、発生防止を強く要望している。

そのため、現行の法律の改正などへの働きかけを強めなければならないとの思いを述べておく。

次に、大型特殊免許取得における補助や支援についてである。今定例会の一般質問では、部長から農業短期大学校で技術的な運転操作を指導するとの答弁があった。

免許取得に関して、平田村は県内で最初に補助することを決め、最近では伊達市が認定農業者に5万円を補助するとの動きがある。しかし、浜通りの人が同校のある矢吹町へ行くには遠く、インターネットで練習できるものではない。現場に行き指導を受けて運転をし、技能を高めていく必要があるが、同校だけでよいのか。

例えば、県内には数多くの自動車学校がある。訓練を受けられるよう、そうした施設の利用や支援についての考えはあるか。

農業担い手課長

農業短期大学校においては、大型特殊免許の取得を支援するため、年間数回にわたり技術を教えるシステムを提供している。

農業機械や大型特殊車両の免許を取得する際、一般の教習所、免許センター等での受講には数万円かかるが、同校の研修ではテキスト代、保険料のみとし、経費的な負担を相当軽減している。

同校では、機械操作の習得、安全運転の管理などの多様な研修も設けており、また広く開かれた研修機関であるため、遠方の人に対しても農業関係者等を通じて利用を案内している。

高野光二委員

これらの指導や講習は、同校がこれまででやってきたことであり、今般の法改正に伴う支援とは別物だと思う。今、問題視しているのは、昨年12月及び本年4月1日から法律が変わり、しかるべき免許がなければ一般の公道を走れない、走ったら違反になることを踏まえた支援の在り方である。

高齢の就農者はたくさんいる。大型特殊免許を取得する場合、ある教習所では基本料金が11万1,210円かかるらしく、年齢が増せばさらに経費はかかると思う。

県は、農業振興あるいはその農業後継者の育成を含め様々な支援をしようとしているのだから、高齢者には事故防止の

ため教習を受けて免許を取ってもらおうという動きの中で、研修を受けたい人は矢吹町まで行くようにということではなく、受けたい人が受けやすい環境を整え、全額とは言わないまでも支援すべきと考えるが、どうか。

農業担い手課長

同校での研修は、日数、台数、受入人数等の関係があり回数を限りながらも推進してきたところだが、一般の法運用改正を踏まえ、県内の団体からの要望に幅広く応えるべく、施設利用枠や回数を増やし多く受け入れられるよう体制を整え取り組んでいる。

高野光二委員

農業短期大学校での講習を受けられない農業従事者は高齢者を含め大勢いる。機械の大型化に伴い公道を走行するためには大型特殊免許が必要という現実が目の前にある。誰もが、免許を取得しなければならないとの認識を持っている。

全ての免許取得希望者が矢吹町まで行くのではなく、身近な教習所でも受けられるよう要望に合った支援が必要である。経費の補助についても、先行自治体の制度の後押しや金額の上乗せなど方法は様々にある。ぜひ検討を願う。

農業担い手課長

遠路、矢吹町まで来ることは非常に困難とのことを理解した。

法運用改正の内容、免許取得の促進については、機械メーカーや農業関係団体に周知している。矢吹町までの移動手段を手配し受講体制を確保するなど、工夫をしながら大人数を束ねて取得に動いている関係団体もあることから、連携し丁寧に対応していく。

大場秀樹委員

先般、あまおうととちおとめの日本を二分した戦いの模様をテレビで見た。とちおとめは品種登録をし、あまおうは商標登録をしているとの内容だったが、もうかる農業との視点から特に果樹の品種に関して、農家がイチゴを生産する際の仕組みを聞く。

サクランボの佐藤錦を例に挙げるが、農家や地方自治体は、品種改良に関わった山形県の人や農業センターのような機関に使用料や特許料を支払うものなのか。

園芸課長

佐藤錦やとちおとめのような園芸関係の苗を購入した場合、農家が支払うのは単純に種苗代である。とちおとめの場合は権利が切れているため、業者の請求金額は苗の生産に関わる経費と考えられる。なお、販売価格にどのような経費が含まれるかは、品種の権利関係による。

大場秀樹委員

特許のようなものは、ある程度の期間で切れると思うが、現在、本県が他地域から得ている特許料や使用料はあるか。

農林総務課長

本県が登録している品種は幾つかあるが、県内の苗の業者が許諾を受け生産されているものがほとんどであるため、他地域からの収入はない。

大場秀樹委員

さきのテレビ番組では、あまおうもとちおとめも日本全国で生産され相当な収入を得ているとのことだったため、本県でもこうした品種に対応し得る品種開発に頑張ってもらいたい。

渡邊哲也委員

コウナゴの漁獲量が2期連続でゼロとのことである。浪江町に荷さばき所ができて主力のコウナゴが不漁であっては漁業者も大変困ると思う。不漁の理由と今後の見通しについて聞く。

水産課長

不漁の原因は、はっきりとは分かっていないが、愛知県や瀬戸内海など西日本での不漁について言われていることは、温暖化や水温の上昇により、イカナゴが産卵し稚魚が育つ餌環境が悪化し、コウナゴが増えにくい、生まれにくい、育ち

にくい自然環境になっているようである。ほかには、クジラや魚が増え過ぎてコウナゴの親が食べられてしまい、数が減ったとも言われている。

また、仙台湾での調査では、コウナゴの親は減少傾向が見られているものの、産卵場での仔魚の生息は確認されていることから、現状で言える不漁の原因は、温暖化による生息環境の悪化などである。

昨日は、相馬方面でカタクチイワシの稚魚であるシラスの初漁があり、昨年よりも単価は安かったものの1.5倍程度の好漁で始まったことから、水温上昇によりコウナゴ漁が悪化したならば、水温が高いときに好漁になる魚種に転換し、夏秋のシラスで取り返すような対策も考えられる。

さらに、建造契約の議案を提出している拓水での調査結果等を含め、来遊してくる資源、増えている資源を効率的に活用できるように漁業者と共同して対策を進めていきたい。

渡邊哲也委員

1990年代に秋田県でハタハタが捕れなくなったときには、3年間ほどの禁漁期間があったと思うが、コウナゴの場合は、まさに推移を見守るとともに代替の魚種について注視していくとの理解でよいか。

水産課長

ハタハタの場合は、秋田方面の日本海で大量かつ継続的な漁獲が行われて資源水準が非常に下がったが、効果ある取組によって資源復活につながった。

コウナゴの場合は、40年来安定して捕れてきたところ、震災後はコウナゴの親とともに操業自粛に追い込まれた。そのため、資源利用の点では発災前と比較しコウナゴの親はゼロ、コウナゴも漁獲量~~量~~圧力は4分の1～5分の1しかかけていないところで今般の不漁が発生しており、人為的な資源管理により回復できることではないことから、他魚種への転換等による対応を考えている。

大橋沙織委員

コロナ禍により、今後も飲食店などで3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避ける環境が続けば、アルバイトの機会が減るだろうとの大学生の不安の声を聞いた。一方で農家は人手不足であることから、大学生へのニーズが高まっているように思う。

今後県は、農福連携をどのように進めていくのか。また福島大学の学生などが農家でアルバイトをすることについて、どのように関わっていくのか。

農業担い手課長

まず、農福連携においては、人材を提供する福祉関係の事務所と受け入れる農家の双方で、知ってみよう、使ってみようとの経験則が足りないのが実態である。

そのため、県は今年度から、受入れ側の農家には体験型研修により注意事項を学んでもらう機会を、また福祉サイドにも疑問点を解消する機会を設けて双方マッチングする計画でおり、年間スケジュールを組んで進めている。

次に、大学生のアルバイト関係では1つ目として、労働力を緊急に確保するための国の事業に、農業者や団体等がアルバイトを必要とする場合に所要の経費を支援するメニューがある。この制度を農業者等に積極的に利用してもらうよう推進している。

2つ目は、今年度の新規事業だが、多くの学生がウェブサイトを開覧していることから、どこの農家がどのような労働力を必要としているのかという情報を見られるサイトを構築するため、システム開発に取り組んでいる。

このような制度を運用しながら、新型コロナウイルス感染症対策に限らず農業労働力の確保に努めていく。

大橋沙織委員

農福連携は、ニーズが高まっておりスピード感が求められている。具体的なスケジュールなどを聞く。

次に、大学生のアルバイトについて、国の事業やウェブを活用した取組は、長い目で見れば必要なことである。県内では早くから福島大学とJAが連携事業を行っており、全国の大学等からもかなり注目され、多くの問合せがあったとのこ

とである。スピード感でいえば、その関係性が大学生アルバイトの迅速な確保や提供につながると思う。

そのような取組は、経済的に苦しい状況にある大学生への支援の一つとなるため、県ではJ Aと福島大学の取組に積極的に関わっていく必要があると思うが、どうか。

農業担い手課長

まず、農福連携の進捗状況だが、5月中旬に喜多方方面で1回目の研修会を開催した。福祉事務所では、感染症の影響で大人数の場所への移動は困難とのことであるが、11～12月までは農作物があり作業ができる環境であるため、年内は引き続き予定していた計画を進めていく。

次に、福島大学とJ Aの取組だが、県では大変優良な事例であると認識していることから、マッチングの仕組みなどを各農林事務所や各J Aにも紹介しながら輪が広がるよう周知を図り、取組を促していく。

なお、6月1日には、このような労働力確保を仕組んでいく検討の場として、県内5J A、福島大学の教授、県の関係部署等で構成した協議会を立ち上げた。こうした機会も活用していく。

坂本竜太郎副委員長

米生産者の収入確保だが、コロナ禍により米の流通停滞が予想されており、今年度の販売価格への影響が懸念されている。国では補助金の交付や支援制度の要件緩和などを講じてはいるが、県としてもこうした状況をしっかりと把握し、見通しを立てて、対応策を講じる必要があると思う。

現時点の認識とどのような対策を考えているか。

水田畑作課長

需要に応じた米作りを進めるように、生産者団体等と連携して備蓄米、飼料用米、大豆等の栽培を推進してきた。しかし、感染症の影響により米の消費量が減少し、米の民間在庫量が前年同期に比べて増加してきていることに加え、さらにこの秋、米の収穫時期を迎える。出来秋に主食用米の供給量が多くなれば、米価下落の懸念がある。米価の下落は、農業者の個別経営や地域農業のみならず、地域経済にも大きく影響を及ぼすと考えている。

このようなときこそ、需要に応じた米作りを進めることが重要であると思う。そうした中、国は農業者が交付金を受給するための飼料用米などの取組計画書の提出期限を6月末から8月末まで2か月延長した。

これを受け、県では主食用米から飼料用米生産への転換を推進するために、7月2日には県内の地域農業再生協議会を参集した会議を開催し、その席では地域農業再生協議会の構成員が連携して飼料用米の生産を推進するよう要請した。

今後、主食用米の増加が見込まれる地域の協議会には個別推進を実施したり、関係機関や団体と連携して需要に応じた米作りを一層推進していく。

坂本竜太郎副委員長

関係機関等との連携を含め、きめ細かな対応を願う。

大橋沙織委員

去年の東日本台風を振り返ると、田んぼダムは人家への被害を防ぐ大切な取組になっていくと思う。県では、田んぼダムの取組についてどう考えているか。

また、県内では伊達市以外でも取り組んでいるか。

農村計画課長

田んぼダムは、大雨時に水田に一時的に雨水をため、出水のピークを遅らせることによる洪水被害防止、あるいは軽減に大きく貢献しているものと評価している。

県内では、日本大学工学部等の協力も得ながら、郡山市や須賀川市等において、また多面的機能支払交付金での活動においても進められている。

県としても、このような貯水力を維持し環境を保全する共同活動への支援や、水田の水位を遠隔操作できるような取組について、引き続き技術的助言を含めて支援していく。

大橋沙織委員

田んぼダムの取組では補償の面も必要と思うが、ぜひ積極的に進めてほしい。

次に、山の管理についてである。2月定例会時に林地の保水力を高めるとの答弁があったと記憶しているが、保水力を高める山の管理に関する取組を具体的にどのように進めているか。また今後の見通しはどうか。

森林整備課長

国庫補助事業である一般造林事業、森林環境税を財源とする森林整備事業、さらにはふくしま森林再生事業を行っている。

間伐等を実施しながら山を適正に管理することにより、保水面での水源涵養機能等を高められると考えており、計画等を策定し実施しているところである。

大橋沙織委員

今の段階で具体的な計画はあるか。

森林整備課長

ふくしま農林水産業新生プランを策定しており、現行計画は今年度までだが、年間1万4,000ha以上の森林整備を目標として進めてきた。

ただし、震災以降は整備がなかなか進んでおらず、現在は目標の半分程度の進捗であるため、引き続き様々な事業を活用しながら進めていきたい。

大橋沙織委員

去年の東日本台風のときに、山の機能が弱まっているため土砂が下に流れ被害が出ているとの話を多く聞いた。原発事故等の影響も大きいと思うが、災害にどう備えていくかとの観点から、スピード感を持って進めてほしい。

次に、中山間地農業ルネッサンス推進事業について、予算規模が今年度当初では62万8,000円、平成31年度当初では101万5,000円だった。

今年度の減額の理由と、事業内容を具体的に説明願う。

農村振興課長

中山間地農業ルネッサンス事業には、県と市町村それぞれが実施主体となる推進事業のほか、優先枠を設けて事業を採択するなどの支援事業がある。

推進事業の予算額は、毎年度の市町村からの要望を踏まえたものだが、減額の理由は要望額が減ったためである。

事業内容は、意欲のある農家を後押しするために、所得の向上を図る取組や販売力の強化に向けた取組などを支援し推進するものである。

大橋沙織委員

今年度は、幾つの市町村から要望があったのか。

農村振興課長

喜多方市と只見町の2市町である。

大橋沙織委員

この事業には農家も興味を持っていると思うため、積極的に活用願う。市町村への周知、広報、募集をどのように行っているのか。

農村振興課長

基本的には、各農林事務所を通して各市町村の要望を確認している。

今井久敏委員

県が開設した、ため池サポートセンターの事務局は土地改良事業団体連合会にあると聞いたが、確認したい。

また、ため池の総数について、県が今年3月末時点で公表したデータでは4,064か所だが、農林水産省が今年5月末時

点で公表したデータでは4,381か所とあった。箇所数は日々刻々変わるかもしれないが、どのようないきさつで数に違いが生じているのか。

農地管理課長

まず、ため池の総数について、国では4,381か所、県では4,064か所と公表しており国の方が317か所多い。その理由は、堤体がなかったりポンプで水を吸い上げる掘込式のため池を含んでいるためであり、国の公表資料の欄外には「ため池管理保全法の対象である堤体・取水設備のない施設も含んでいる」との記載がある。

なお、防災重点ため池の総数も、国が1,444か所、県が1,472か所で28か所違うが、県ではダムとして扱っている箇所を含んでいるためである。

次に、ため池サポートセンターについては、事務局を今年4月1日に県土地改良事業団体連合会に設置した。業務の内容は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律において個人等所有のため池について届出が必要になったため、適切な管理を支援するための技術的指導、助言、研修会への講師の派遣、ため池点検台帳の整備などを行う予定である。

今井久敏委員

地域には、防災重点ため池に選定されたことにより、どのような対策が展開されるのかを気にかける人が大勢いる。

先般、防災重点ため池に関しては、来年3月末までにその95%に当たる1,380か所でハザードマップを作成するとの報道があった。その見通しも含めてだが、例えばハザードマップやデータベースを作り上げながら、方向性としては耐震、豪雨対策としての堤体の改修や補強、液状化対策のほか、洪水調整、取水施設等を含むいわゆる総合的な保全管理体制の整備もうたわれているようだが、考え方を示してほしい。

農村基盤整備課長

ハザードマップについては、人家、公共施設等へ影響を及ぼすおそれのある1,472か所の防災重点ため池を対象に作成しその公表に努めているが、今年の3月末までに、5割強おおよそ770か所のマップが作成されている。

そのうち470か所程度については、市町村ホームページへの掲載、各世帯への文書配布などにより地域住民等に周知を図っている。

なお、東日本大震災のときに決壊したため池があったことから、防災重点ため池では耐震性調査なども進めている。その結果を踏まえ優先順位も考えながら、ハードとソフトの両面から安全対策に努めていく。

今井久敏委員

ハード整備について、着工の時期は来年や再来年、また調査を終了したため池から順次行うのか全数把握後になるのかなど、見通しはどうか。

農村基盤整備課長

報道されているように、防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、いわゆるため池特措法が成立し近々施行される。同法には、国の予算措置が明記されているが、現時点では何年までに何か所のため池を施工するというような計画づくりにはなっていないことから、今後同法の規定や国の支援等も含め検討していく。

今井久敏委員

ストックの適正化が言われているが、県として利用されていないため池をどの程度把握しているか。

農村基盤整備課長

現時点では、18か所程度である。それらは廃止することになると思うが、ため池を廃止する工事も国の補助対象であるため、活用しながら順次進めていきたい。

今井久敏委員

ため池の除染についてだが、一般質問では1,000か所中63%まで進んでいるとの答弁があった。総数4,064か所のうち1,000か所が除染対象と理解しているが、全てのため池について放射線量を調べた上でこの数字を出したのか。選定基準も含めて説明願う。

農地管理課長

今年3月末時点において、約1,000か所のうち63%まで着手し、おおむね4割で完了している。

選定については、平成25年頃からモニタリングを実施しており、その中で8,000 Bq/kg-dryを超えたため池を除染対象としている。会津地方にはなく、中通りと浜通りの約1,000か所が対象になっている。

今井久敏委員

除染を完了したため池の状況については、厳格に調べることが重要である。除染手法に問題あり、疑義ありとの声も聞かれ、単に報告を受け取るだけでは不十分との情報もある。

除染完了の検証や確認に、県はどのように関わっているのか。

農地管理課長

昨年の台風第19号の後、国では約80か所を確認したが、この台風ではかなりの濁水が流れ込んだため、線量が若干高くなったり低くなったりしているとのことである。

国の検証委員会においては、今後の対応策が検討されている段階であり、県ではモニタリングなどの直接的な事業は行っていない。

渡邊哲也委員

東日本台風の際に被害を受けた農道、林道、治山関係など農林土木施設の復旧工事について、入札不調はあったか。

農林技術課長

令和元年度の入札に関しては、契約が268件、入札不調が45件あった。入札不調率は14.4%である。例年、16%ほどは入札不調が発生することから、若干だが改善傾向にあり、台風等の影響は少なかったと認識している。

渡邊哲也委員

東日本台風で被害を受け災害査定を受けた工事の発注に関する入札不調の状況について、再度聞く。

農林技術課長

復旧工事等での入札不調はなく、今のところ全て契約済みである。

高野光二委員

原発事故による放射能の影響で立木の伐採区域が制限されてきたが、今はどこまで解除されたのか。

飯舘村でもバイオマス計画が進んでいたが、間伐材などの利活用が促進される中、他地域ではどこまで伐採できるようになったのか。

森林整備課長

森林の空間線量は、徐々に下がってきているが、県としては、空間線量と木材・樹木の汚染状況等を確認し、高濃度のパークが搬出されないように伐採を進めるため指針を策定している。場所によっては、8,000 Bq/kg以上のパークが出るが、その搬出を抑えるために空間線量 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ を一つの目安としながら、利用間伐を進めてもらうという基準をつくっている。

また、伐採木を搬出しない保育間伐については、8,000 Bq/kg以上の指定廃棄物は域外に出ないが、作業者の労働安全面を重視し $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下の場所で作業することになっている。

そのような判断をしながら、実際には事業者や市町村が作業場所を設定し、実施している。

高野光二委員

バイオマスの原料として利活用する場合は、伐採後域外に持ち出し供給することになるが、放射線量に関する一定の基準により、過去の警戒区域からは搬出できないという実態があった。

灰は非常に高線量であるため、最終処分場へ搬入するとの約束はできているようだが、飯舘村内には指針や基準を満たせば伐採作業はできても搬出はできないという場所もあり、燃料は村外からも運んでこなければ足りない。パークを残し域内で製品化すれば燃料として持ち出せるのだろうが、加工するにはコストがかかることから、皮も一緒に燃やせるなら

ば低コストで燃料化できる。

つまりは、基準をクリアしていれば、どこでも伐採し域外に持ち出せるという解釈でよいか。

林業振興課長

パークの件だが、伐採、搬出の目安となる指針はあるものの、明確に区域の線引きはしていない。指針に照らせば、今は高線量でなければどこのエリアからでも伐採、搬出、移動ができる状況になっている。

なお、飯舘村のバイオマス発電に関しては、村からの情報によるとパークだけではなく未利用の間伐材も燃料にすることとしており、指針を目安としながら、村内だけではなく近隣町村あるいはより広域的に集荷してくる計画のようである。

高野光二委員

震災後、約10年が過ぎようとしているが、森林整備を含め少しずつ間伐材を利活用できる状況になったことは、ある意味大きな前進との思いがある。

昨年9月の台風被害では、伐採して持ち出さないでおいた間伐材が豪雨で一気に川に流れ込み、被害を非常に大きくしたとの実態を目の当たりにした。放置されている間伐材をできれば燃料として供給できるような方法をしっかり指導していく必要がある。経費がかかるならば、搬送費を補助するなどして山の環境を整えておかないと災害を大きくする。これは、大きな反省である。

今後の森林整備において、そのような観点での考えや計画はあるか。

林業振興課長

林内に残されている間伐材を無駄なく利用することに関しては、バイオマスでの利用が有効と考えている。

なお、未利用材を燃料向けに出荷するには搬出コストがかかるため、県では1 t 当たり1,000円の運搬経費を計上している。今年度は4万 t 分であり、その額で全てを賄えるものではないと思うが、そのような取組もしている。

